

○杵築市物品製造等の競争入札参加資格等に関する要綱

平成22年3月23日告示第16号

改正

平成23年3月30日告示第29号

平成23年12月28日告示第63号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杵築市契約事務規則（平成23年杵築市規則第19号）第21条及び第37条の規定に基づき、杵築市が発注する物品の買入れ、製造の請負（工事の請負を除く。）その他の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の資格審査及び入札参加者等の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められた者にあつては、その事実があつた後、2年を経過した者であること。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有する者であること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において継続して1年以上同一の営業を営んでいること。
- (5) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、市税（市内にある場合）、消費税及び地方消費税（免税事業者は除く。）を完納している者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）でない者であること。

(申請書類)

第3条 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 代表者身分証明書（法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は市町村発行の身分証明書）又はその写し
- (2) 営業に必要な登録、免許又は許可等の証明書の写し
- (3) 代理店又は特約店等を証明する書類の写し
- (4) 経営概要書（法人の場合は決算報告書等、個人の場合は申告書等）の写し
- (5) 委任状（代理人を置く場合に限る。）（様式第1号別紙）
- (6) 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、市税（市内にある場合）、消費税及び地

方消費税（免税事業者は除く。）完納証明書又はその写し

(7) 印鑑証明書又はその写し

(8) 前号に掲げるもののほか、必要な書類

2 市長が必要ないと認めるときは、前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(書類の提出時期)

第4条 申請書の提出時期は、入札参加資格審査年（平成23年を基準とした2年毎の年をいう。以下同じ。）の1月4日から1月31日までとする。ただし、その期間内に提出しなかった者は、隔年の中間年の1月4日から1月31日までに提出できるものとする。

(資格の認定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書を提出した者について審査を行い、入札に参加する者の資格の有無を認定する。

(資格者名簿への登載)

第6条 市長は、前条の規定により資格を有する者を認定したときは、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第7条 参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から起算して2年間とする。ただし、第4条のただし書により申請書を提出した者の有効期間は、申請書を提出した年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(審査結果の通知)

第8条 市長は、第5条の規定により、資格の有無を認定したときは、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた申請者で、審査結果について異議があるときは、30日以内に市長に申請し、資格の再審査を請求することができる。

(申請事項の変更)

第9条 資格審査を申請した者は、第3条の規定による申請書及び添付書類に変更が生じたときは、速やかに競争入札参加資格変更届書（様式第2号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(参加資格の承継)

第10条 相続、合併又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格承継申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、営業の一切を承継した日から速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。

(資格の停止又は取消)

第11条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号の一に該当するときは、資格を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する資格要件を有しなくなったとき。

(2) 他の官公署に対する不正行為等により、その指名を停止され、又は取り消されたとき。

(3) 申請書等に虚偽の事項を記載したとき。

(4) 有資格者の認定を受けた後に経営状況が悪化したとき、又は契約の履行が不能となったと

き。

(5) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明したとき。

2 市長は、前項の規定により、資格の停止又は取消を行った場合は、その旨を通知するものとする。

(指名業者の選定)

第12条 競争入札に参加させることができる者は、資格者名簿に登載された者とする。

(入札参加者選定の特例)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、有資格者名簿に登録された者以外の者を入札に参加させることができる。

(1) 性質又は目的により必要があるとき。

(2) 災害等により緊急を要するとき。

(3) 特殊な物品等であるとき、又は特別な技術を要するとき。

(4) 有資格者名簿に登録された者が少数のとき、又はいないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(資料提出等の請求)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定めるもののほか、資格申請を申請した者に対し、その都度、資料の請求若しくは提示又は説明を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日告示第29号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月28日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式 省略